

令和８年生活のしづらさなどに関する調査のお知らせ配布及び訪問調査等業務仕様書

1 業務の概要

厚生労働省が実施する令和８年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）（以下、「本調査」という。）に関する業務を本市が受託しており、同業務のうち、調査対象地区の全世帯へのお知らせ配布業務（ポスティング業務）、訪問調査業務、及びそれらに関連する業務を行うものである。

2 調査対象地区

本調査の対象地区は以下のとおりである。

(1) 中区（８地区）

- ・東白島町１１番
- ・西平塚町８番
- ・大手町五丁目２１番
- ・吉島町９番
- ・江波南一丁目１４～１９番
- ・舟入本町４番
- ・舟入町６番
- ・榎町１番

(2) 東区（６地区）

- ・光が丘１１番の一部
- ・牛田本町六丁目２番の一部
- ・戸坂桜上町８、９番
- ・馬木六丁目の一部
- ・中山北町１番の一部
- ・尾長東二丁目１２番

(3) 南区（７地区）

- ・翠五丁目６番
- ・比治山本町１６番
- ・東雲二丁目３番
- ・仁保南二丁目９～１３番
- ・宇品御幸四丁目１３番
- ・西荒神町１番
- ・向洋新町一丁目１１～１４番

(4) 西区（９地区）

- ・南観音二丁目２番
- ・井口四丁目２６、２７、２９、３０番
- ・山田新町一丁目１～８番
- ・庚午南一丁目３番
- ・高須四丁目１～４番
- ・己斐上四丁目３２番
- ・大芝一丁目１９番
- ・横川町二丁目４番

- ・ 観音町 6 番

(5) 安佐南区（10 地区）

- ・ 中須一丁目 27、28、45 番
- ・ 高取南二丁目 7～9、14、15 番
- ・ 上安五丁目 3 番
- ・ 緑井四丁目 10、11 番
- ・ 川内六丁目 39、40 番
- ・ 西原六丁目 19、32、33 番
- ・ 長束五丁目 35 番
- ・ 祇園一丁目 9～11 番
- ・ 伴東一丁目 5、6 番
- ・ 伴南一丁目 5 番

(6) 安佐北区（6 地区）

- ・ 可部東六丁目 3、4、17～20 番
- ・ 亀山南五丁目 11～13 番
- ・ 可部町桐原
- ・ 白木町大字井原の一部
- ・ 亀崎二丁目 20 番
- ・ 口田五丁目 18、19、22、23 番

(7) 安芸区（3 地区）

- ・ 船越二丁目 4、5、15～18 番
- ・ 中野東六丁目 4～9 番
- ・ 矢野南四丁目 18～22 番

(8) 佐伯区（6 地区）

- ・ 海老園二丁目 8、9、15、20、21 番
- ・ 五日市中央三丁目 9 番
- ・ 観音台四丁目 13、15、16、18 番
- ・ 石内北二丁目 26～29 番
- ・ 八幡東四丁目 40～45 番
- ・ 五日市駅前三丁目 1、2 番

3 調査対象者

在宅で以下のいずれかに当てはまる者

- ・ 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）所持者
- ・ 難病と診断されたことがある者
- ・ 上記に該当しないが、発達障害のある者、慢性疾患などの長引く病気やけが等により日常生活のしづらさが生じている者

4 委託する業務内容

(1) ポスティング業務

障害福祉課が事前に提供した地区要図を基に、「調査実施のお知らせ（世帯用）」を、上記 2 調査対象地区すべての世帯（令和 2 年国勢調査時では約 2,900 世帯）の郵便受けに入れて配布する。また、必要に応じて、マンション管理人にも「調査実施のお知らせ（管理人

用)」を配布する。

(2) 地区要図の修正

ポスティング業務を行う際に、地区要図には記載のない居住建築物がある場合や、地区要図には記載があるのに実際には建物がない場合など、適宜地区要図を修正する。

(3) 訪問調査

調査対象地区内の全世帯のうち、事前に訪問拒否の連絡があった世帯を除く全世帯を訪問し、調査対象者がいるかどうかを確認する。調査対象者がいれば「調査票」、「調査票の記入の仕方」、「提出用封筒」、「調査協力品」を配布する。訪問したが不在の場合は、調査期間内の別日に再度訪問すること。不在で再訪問する場合などは、必ず一度は土日のいずれかに訪問すること。

上記配布物は、令和8年10月中旬頃に厚生労働省から提示される予定のため、厚生労働省から提示があり次第、速やかに受託者に提供する。なお、前回（令和4年）実施に係る調査票は厚生労働省ホームページに掲載されているので参照できる。

(URL: https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/seikatsu_chousa_c_r04.html)

(4) 世帯名簿の作成

調査対象地区の世帯を訪問した際に、世帯主の氏名、世帯人数を聞き取り、障害福祉課が事前に提供した世帯名簿に記載する。さらに、調査対象者がいる場合は、調査対象者数、身体障害者手帳所持者数、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数を聞き取り、世帯名簿に記載する。また、調査票配布部数を世帯名簿に記載する。

世帯名簿に記載している者とは違う者が居住している場合は、世帯主氏名を二重線で消し、居住している世帯主の氏名を記載すること。

世帯名簿には記載があるが、実際には誰も住んでいない場合、世帯主氏名を二重線で消し、備考欄に「居住なし」と記載すること。この場合、地区要図の該当箇所も×印をすること。

居住が確認できるが、再度訪問しても不在の場合、備考欄に「長期不在」と記載すること。

訪問したが、調査に協力してもらえなかった場合、備考欄に「調査拒否」と記載すること。

調査対象地区に新たな居住建築物が建設され居住者がいる場合は、世帯主名簿に新しく書き加えること。この場合、対応する世帯番号を地区要図に記載すること。

(5) 地区要図及び世帯名簿の提出

訪問調査終了後、世帯名簿への記載が完了したら、地区要図と世帯名簿を障害福祉課に提出すること。

5 委託する業務の履行期間

(1) ポスティング業務及び地区要図の修正

ポスティング業務及び地区要図の修正は、令和8年10月30日（金）～令和8年11月6日（金）までに完了すること。

(2) 訪問調査及び世帯名簿の作成

訪問調査及び世帯名簿の作成は、令和8年11月15日（日）～令和8年12月8日（木）までに完了すること。

(3) 地区要図及び世帯名簿の提出

地区要図及び世帯名簿は、令和8年12月8日（火）までに障害福祉課に提出すること。

6 調査員の任命

受託者は調査を行う者が記載、押印した承諾書と調査を行う者の名簿一覧をポスティング業

務開始の3日前まで（土日祝を除く。）に障害福祉課に提出すること。障害福祉課は承諾書の提出があった者から調査員を任命し、調査員証を作成の上、受託者に配付する。受託者は調査員に対して調査の手引（調査員用）を手渡し、説明を行うこと。なお、「調査の手引（調査員用）」は契約締結後に受託者に提供する。

7 訪問調査拒否世帯の報告

調査実施のお知らせ投函後から令和8年11月12日（木）までの期間、障害福祉課で調査対象地区の世帯からの訪問調査拒否の連絡を受け付けることとなっている。障害福祉課は、受託者に訪問調査拒否の連絡があった世帯の情報（世帯主氏名、住所）を報告する。受託者は訪問調査拒否の報告があった世帯に誤って訪問しないよう細心の注意を払うこと。また、令和8年11月13日（金）以降に調査訪問拒否の連絡が障害福祉課に届いた場合には、その都度、直ちに受託者に情報提供する。

8 支援が必要な調査対象者への対応

- ・聴覚、言語又は音声機能障害者の場合は、本人の希望に応じて手話通訳者、要約筆記者の派遣等の支援を行うこと。この場合、広島市手話通訳者派遣事業等を利用できるものとする。
- ・視覚障害者の場合は、本人の希望に応じて、点字版調査票又は拡大文字版調査票を配布すること。
- ・盲ろう者の場合は、盲ろう者向け通訳・介助者の派遣等の支援を行うこと。

9 実施報告書の提出について

受託者は、4の委託業務が全て完了後、その完了した日から起算して30日以内に、障害福祉課に対して、委託業務実施報告書を提出すること。

10 その他

業務の進捗状況その他やむを得ない事情により、委託者が必要と認める場合は、受託者と協議の上、変更契約により履行期間を12月18日（金）まで延長することができる。また、この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅 障害児・者等実態調査）実施のお知らせ

このたび、皆さまがお住まいの地域に「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」を実施することになりました。

この調査は、障害児・者等（（障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳））所持者、難病等患者及びこれまで法制度では支援の対象とならないが、長引く病気やけが等により生活のしづらさがある者）を対象として行う調査であり、障害児・者の福祉施策を改善するための基礎資料を得るために厚生労働省が実施するものです。

※調査の対象となる方は、裏面をご参照ください。

調査は令和8年11月1日時点で行うこととしており、調査員が11月〇日頃に皆様方のお宅にお伺いし、調査の趣旨の説明、調査の対象となるかの確認、調査票の配布をさせていただきます。

ご記入いただいた調査票は、郵送により回収させていただきます。

調査員が訪問することを事前に断りたい場合や調査についてのお問い合わせをしたい場合は、調査を実施する自治体の下記の窓口にご連絡ください。（訪問をお断りになる場合は、〇月〇日までにご連絡ください。）

調査についてのお問い合わせ先	市	課
（☎	）	
（FAX	）	

上記の窓口のほか、厚生労働省の調査担当窓口にご連絡いただくこともできます。（☎03-5253-1111（内線3029））

※お問い合わせ時間 9:00～12:30 13:30～18:00（平日のみ）

なお、調査票には個人を特定できる質問はございませんし、調査票に記入された内容は、統計上の目的以外に用いることはありません。

また、調査票の記入や提出は任意ですので、ご回答いただけない場合でも不利益が生じることはありません。

今回の調査目的をご理解の上、調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

※調査員が訪問する際には、〇〇県・〇〇市が交付した調査員証を提示します。

この調査では以下に該当する方を調査対象としております。

- 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方
- 難病と診断されたことがある方
- 上記に該当しないが、発達障害のある方、慢性疾患などの長引く病気やけが等により日常生活のしづらさが生じている方

次のような方は、手帳を持っていない方でも調査の対象となります。

- 日常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、経管栄養、たんの吸引、導尿、酸素療法など）を必要としている。
- 児童（18歳未満）の場合、発達状況などからみて特別支援教育や特別な配慮等を必要としている。
- 眼鏡などを使っても、見えにくい。
- 日常会話を聞き間違えたり、聞き取りにくいと感じたりすることがある。
- 歩いたり階段を上ったりすることが難しい。
- 思い出すことや集中することに困難を伴う。
- お風呂に入ったり、衣服を着たりといった身の回りのことを一人でするのが難しい。
- 自分の考えや気持ちを伝えたり、相手の話を聞いて理解したりするのが難しい。
- 2リットルの水やソーダのボトルを腰から目の高さを持ち上げることが難しい。
- 手と指を使って、ボタンや鉛筆のように小さなものをつまんだり、容器や瓶を開け閉めしたりするのが難しい。
- 心配、緊張、不安を感じたり、気分が落ち込んだりすることがある。
- その他、心身に不調があることで日常生活のしづらさが生じている。

よくある質問

「次のような方は、手帳を持っていない方でも調査の対象となります。」
として、対象となる例が列挙されているが、これらに該当しない場合は、
対象外となるのか。

列挙しているのは、あくまで例であり、例示に該当がない場合でも、「長引く
病気やけが等により日常生活のしづらさが生じている」と、本人が認識され
ている場合は、調査の対象となります。

調査の対象者について、「長引く病気やけが等により日常生活のしづらさ
が生じている」には、本人に心身の機能の障害はないが、騒音などの生活
環境によって、日常生活のしづらさが生じている場合も含まれるのか。

「長引く病気やけが等により日常生活のしづらさが生じている」には、何
らかの心身の機能の障害により、日常生活のしづらさが生じている方を
幅広く対象としているが、心身の機能の障害が全くない方は、調査の対象外
となります。

加齢により日常生活のしづらさが生じている方も調査対象となるのか。

加齢により、心身に具合の悪い状態が生じ、日常生活のしづらさを感じ
ている方も調査対象となります。

「長引く病気やけが等」の「長引く」とは、具体的に何ヶ月以上が該当す
るのか。

「長引く」ものであるかどうかは、ご本人の認識次第なので、厳密に何ヶ月
という線引きはありません。ご本人が判断できないという場合は、「概ね
6ヶ月以上病気やけが等が継続している場合、または、継続する見込みがあ
る場合」を一つの目安としてください。

1 世帯に、調査対象者が二人いる場合の送付方法はどのようにすれば良いか。

調査票 1 部につき、封筒を 1 枚用意してありますので、それぞれにつき調査票をご記入いただき、別々の封筒に入れて送ってもらうようにしてください。

マンション・アパート等の管理人、管理会社、管理組合の皆さまへ

生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）実施のお知らせ

厚生労働省では、このたび都道府県・市区町村を通じ「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」を実施することになりました。

つきましては、調査員が 11月〇日に建物にお住まいの世帯を訪問させていただきますので、何卒ご協力をお願いいたします。

《調査の概要》

「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」は、障害児・者等の福祉施策を改善するための基礎資料を得るために厚生労働省が実施するものです。

今回は令和2年の国勢調査調査区から全国5,578地区を抽出して、調査員が地区内の全世帯を訪問し、その中で調査対象となる方に調査を実施します。

《調査員の身分》

お伺いした調査員は、都道府県知事（市長）よりこの調査を行う者として任命されており、世帯を訪問する際には、携帯している調査員証を提示します。

オートロックマンション等、厳重なセキュリティのため、調査員が建物内に入ること自体が困難なことがあり、調査が円滑に行われない場合も想定されます。調査員が建物にお住まいの世帯にお伺いできますよう、何卒ご協力よろしくお願いいたします。

調査についてのお問い合わせ先

（☎ ）

令和8年生活のしづらさなどに関する調査
(全国在宅障害児・者等実態調査) 地 区 要 図

地区番号						国勢調査 区 番 号					—			
	都道			市			区					調 査 地 区		
	府県			群			町					の 区 域		
							村							

地区要図の作り方（黒のボールペン、鉛筆などで記入してください。）

- 1 隣接調査区との境界となる道路・河川などを記入し、そのうえに境界線の記号を右記のように記入します。
- 2 各世帯の所在地を□などで示し、その中に世帯番号を下図のように記入します。

一戸建の場合

3	4
---	---

長屋建の場合

5	6
---	---

共同住宅の場合

3階	11	12
2階	9	10
1階	7	8

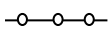
1住宅に2世帯以上
住んでいる場合

13・14	13～14
-------	-------

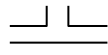
- 3 空き家や、普段寝泊まりをしている人のいない建物は□で示します。
- 4 学校・市区役所・町村役場・郵便局・交番などの公共の建物や工場・倉庫・神社・寺院など著名な建物は、□などの中に記号又は名称を記入します。
- 5 鉄道・道路・河川など目標となるものは、右に示す記号で記入し、著名なものについてはその名称を記入します。
- 6 地図の北の方向を 4 で示します。

記号

隣接調査区
との境界



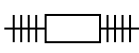
道路



河川



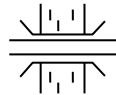
鉄道・軌道
・駅



バス停留所



橋



神社



寺院



郵便局



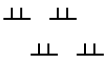
学校



交番



耕地



山林・
原野



記入例

令和8年生活のしづらさなどに関する調査 (全国在宅障害児・者等実態調査) 地 区 要 図

地区番号

1 3 0 0 9

国勢調査
区 番 号

0 1 5 1

1

東 京

道
府 県

市
群

千代田

町
村

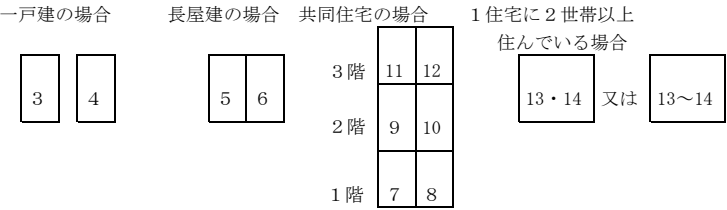
調 査 地 区
の 区 域

霞が関1丁目



地区要図の作り方（黒のボールペン、鉛筆などで記入してください。）

- 1 隣接調査区との境界となる道路・河川などを記入し、そのうえに境界線の記号を
のように記入します。
- 2 各世帯の所在地を□などで示し、その中に世帯番号を下図のように記入します。



- 3 空き家や、普段寝泊まりをしている人のいない建物は□で示します。
- 4 学校・市区役所・町村役場・郵便局・交番などの公共の建物や工場・倉庫・神社・寺院
など著名な建物は、□などの中に記号又は名称を記入します。
- 5 鉄道・道路・河川など目標となるものは、右に示す記号で記入し、著名なものについて
はその名称を記入します。
- 6 地図の北の方向を **↑** で示します。

記号		記号
隣接調査区との境界		神社
道路		寺院
河川		郵便局
鉄道・軌道・駅		学校
バス停留所		交番
橋		耕地
		山林・原野

令和8年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査) 世帯名簿
(令和8年11月1日現在)

調査地区番号	
--------	--

都道府県名	
市区町村名	
調査員氏名	

(1) 世帯 番号	(2) 世帯主氏名	(3) 世帯員数	(4) 調査対象者数	(5) (4)のうち身体障害 者手帳所持者数	(6) (4)のうち療育手帳 所持者数	(7) (4)のうち精神障害 者保健福祉手帳所 持者数	(8) 調査票配布部数	(9) 備 考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								

※1 訪問拒否の連絡を事前にもらっている場合は、その旨を備考欄に記載すること。
※2 備考欄には、長期不在、調査拒否などにより調査不能であった場合、その旨を記載すること。
※3 長期不在、調査拒否等により、調査対象者の有無を確認できなかった場合は、(3)世帯員数を空欄とすること。
※4 訪問時に調査対象者数を確認できたが、調査拒否となった場合は、調査対象者数((4)～(7))に計上し、(2)世帯主氏名、(3)世帯員数も記入してください。
※5 本人が長期不在により、調査票を配布できなかった場合でも、訪問時に家族等に調査対象者がいることを確認できた場合は、調査対象者数((4)～(7))に計上し、(2)世帯主氏名、(3)世帯員数も記入してください。
※6 プライバシーの観点から、世帯主の氏名を確認することが困難である場合には、A, B, C等でも構いません。

(裏面に続く)

(1) 世帯 番号	(2) 世帯主氏名	(3) 世帯員数	(4) 調査対象者数	(5) (4)のうち身体障害 者手帳所持者数	(6) (4)のうち療育手帳 所持者数	(7) (4)のうち精神障害 者保健福祉手帳所 持者数	(8) 調査票配布枚数	(9) 備 考
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								
41								
42								
43								
44								
45								
46								
47								
48								
49								
50								
51								
52								
53								
54								
55								
56								
57								
58								
59								
60								

合計	(1) 世帯数	(2) (1)のうち調査不能世帯数	(3) 世帯員数	(4) 調査対象者数	(5) (4)のうち身体障害 者手帳所持者数	(6) (4)のうち療育手帳 所持者数	(7) (4)のうち精神障 害者保健福祉手帳 所持者数	(8) 調査票配布部数

記入例

令和8年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査) 世帯名簿
(11月1日現在)

調査地区番号

13009

都道府県名

市区町村名

調査員氏名

東京都
千代田区
山田 太郎

(1) 世帯 番号	(2) 世帯主氏名	(3) 世帯員数	(4) 調査対象者数	(5) (4)のうち身体障害 者手帳所持者数	(6) (4)のうち療育手帳 所持者数	(7) (4)のうち精神障害 者保健福祉手帳所 持者数	(8) 調査票配布部数	(9) 備 考
1	内野 正春	4						
2	中島 和夫							※調査拒否
3	宇治川 浩	3						
4	小林 正美	4						
5	野村 英一	1						
6	佐竹 則和	3						
7	後藤 卓也	3	1	1				※長期不在（家族に手帳所持を確認）
8	堀越 幸司	4						
9	吉田 正樹	3						
10	的野 浩一	5						
11	飯塚 武	3	1		1	1		※調査対象者がいることは確認できたが、調査は拒否された
12	柴 香里	3						
13	佐藤 康之							※訪問拒否の事前連絡有
14	小貫 久美子	2						
15	松尾 隆司	3						
16	杉本 卓							霞寮 ※長期不在
17	武内 健一	1						霞寮
18	横山 直司	1						霞寮
19	須田 孝浩	1						霞寮
20	松本 達也	1						霞寮
21	伊藤 俊夫							霞寮 ※調査拒否
22	川辺 順子	2						
23	井上 誠二	2						
24	伊沢 幸雄	1						
25	山口 正男	3						
26	小野 剛	2						
27	長瀬 哲郎	1	1	1			1	
28	本間 和幸	2						
29	屋本 純一	2						
30	本間 優美	2						

※1 訪問拒否の連絡を事前にもらっている場合は、その旨を備考欄に記載すること。
※2 備考欄には、長期不在、調査拒否などにより調査不能であった場合、その旨を記載すること。
※3 長期不在、調査拒否等により、調査対象者の有無を確認できなかった場合は、(3)世帯員数を空欄とすること。
※4 訪問時に調査対象者数を確認できたが、調査拒否となった場合は、調査対象者数((4)～(7))に計上し、(2)世帯主氏名、(3)世帯員数も記入してください。
※5 本人が長期不在により、調査票を配布できなかった場合でも、訪問時に家族等に調査対象者がいることを確認できた場合は、調査対象者数((4)～(7))に計上し、(2)世帯主氏名、(3)世帯員数も記入してください。
※6 プライバシーの観点から、世帯主の氏名を確認することが困難である場合には、A、B、C等でも構いません。

(裏面に続く)

(1) 世帯 番号	(2) 世帯主氏名	(3) 世帯員数	(4) 調査対象者数	(5) (4)のうち身体障害 者手帳所持者数	(6) (4)のうち療育手帳 所持者数	(7) (4)のうち精神障害 者保健福祉手帳所 持者数	(8) 調査票配布枚数	(9) 備 考
31	木村 昌弘							※長期不在
32	中村 直樹	3						
33	今野 卓也	4						
34	池原 康志	1						
35	三井 正和	3						霞マンション
36	小森 隆	4						霞マンション
37	大泉 明子	2	2				2	霞マンション
38	星野 英樹	1						霞マンション
39	増井 慎二	3						霞マンション
40	北村 陽一	5						霞マンション
41	神戸 隆							霞マンション ※長期不在
42	加藤 雄介	1						霞マンション
43	富安 誠二							霞マンション ※調査拒否
44	片瀬 正美	2						
45	湯上 泰子	1						
46	大村 理沙							転出
47	小林 達也	1						
48	清水 一郎	5	1		1		1	
49	梅田 克彦	4				1		
50	大江 幸子	1						(49) 梅田宅に住み込み
51	小野田 正人	3						
52	田村 健司	4						
53	堤 俊夫	3						
54	鈴木 明	3						
55	小松 元	2						
56	岩山 宏樹	1						
57	森脇 光一	1						
58	中井 満子	3						
59	有吉 太	2						
60	斎藤 まり	1						

合計	(1) 世帯数	(2) (1)のうち調査不能世帯数	(3) 世帯員数	(4) 調査対象者数	(5) (4)のうち身体障害 者手帳所持者数	(6) (4)のうち療育手帳 所持者数	(7) (4)のうち精神障 害者保健福祉手帳 所持者数	(8) 調査票配布部数
	59	9	126	6	2	2	2	4

承 諾 書

令和8年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）の調査員に任命されることを承諾します。

また、以下の個人情報に関する取扱を遵守し、職務の遂行を怠らず、誠実に業務を行います。

- ・業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせない。
- ・業務に関して知り得た個人情報を業務以外の目的では使用しない。
- ・業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供しない。
- ・業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失およびき損の防止に努め、適正に管理する。
- ・業務に関して知り得た個人情報が記録された資料等を複写、又は複製してはならない。

広島市長様

令和8年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

生年月日 （ 昭和 ・ 平成 ） 年 月 日

令和 年 月 日

あて先
広島市長
(健康福祉局障害福祉課)

所在地
名 称
代表者
印

委託業務実施報告書

下記のとおり、業務を完了しましたので報告します。

記

- 1 業務名 令和8年生活のしづらさなどに関する調査のお知らせ配布及び訪問調査等業務
- 2 実施期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 3 実績数量 以下のとおり

	件数
(1) 訪問世帯数	世帯
(2) (1)のうち調査不能世帯数	世帯
(3) 世帯員数	人
(4) 調査対象者数	人
(5) (4)のうち身体障害者手帳所持者数	人
(6) (4)のうち療育手帳所持者数	人
(7) (4)のうち精神障害者保健福祉手帳所持者数	人
(8) 調査票配布部数	部